

人事労務レポート

今回のテーマ

中小企業退職金共済制度のしくみ

< 加入のメリット・デメリット >

発行元：社会保険労務士 山口事務所

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-26-5

金子ビル4F

TEL：03-5775-0762 FAX：03-5775-0763

E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp

URL：http://www.ys-office.co.jp

中小企業退職金共済法に基づき行われる中小企業のための退職金制度として「中小企業退職金共済制度」(以下、中退共)があります。国の制度なので安全、管理が楽ということで中小企業にニーズのある退職金制度です。今回は中退共をテーマに取り上げ、制度のしくみと加入のメリット・デメリットを整理してお伝えしたいと思います。

1. 制度概要

企業が勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結び、従業員のために掛金を拠出し、従業員の退職時それぞれで積み上がった基本退職金と上積分の付加退職金とを合わせて、本人に退職金として支払われるしくみです。

【退職金制度の有無】

社員数	退職金制度あり	退職金制度なし
10～49人	77.4%	20.6%
50～99人	89.4%	9.2%
100～299人	93.6%	5.2%

【資料】中小企業の賃金・退職金事情(08年7月)

*無記入があるため足して100%にならない。

【退職一時金制度の支払準備形態】(複数回答あり)

社員数	社内準備	中退共	特退共	その他
30～99人	57.5%	46.3%	10.2%	5.2%
100～299人	78.2%	24.8%	5.9%	4.3%

【資料】就労条件総合調査(08年1月)

*上記割合は退職一時金制度がある企業の中の支払準備形態の割合

*特退共は特定退職金共済制度の略で、商工会議所、市町村等が行う退職金共済事業

平成21年3月末現在、中退共では加入企業数373,774所、加入従業員数2,951,352人となっています。

2. 加入条件

加入できるのは中小企業に限られます。資本金または出資額が3億円(小売業またはサービス業では5,000万円、卸売業では1億円)以下、またはその常時労働者数が300人(小売業では50人、卸売業またはサービス業では100人)以下の企業となります。従業員は原則全員加入となります。なお、役員は原則加入対象外です。

3. 掛金・退職金額

(1) 掛金

月額5,000円から30,000円(10,000円までは1,000円刻み、10,000円以上は2,000円刻み)の16種類あり、自由に設定することができます。加入後の変更も可能です。一律に掛金を定める方法以外にも、退職金規程により勤続年数や年齢、役職に応じて掛金に差をつける方法もあります。

「いくらくらいが妥当か」とのご相談をよく受けますが、はじめに会社として退職金をいくら支払うつもりなのか、きちんとシミュレーションをしたうえで支給モデルを作り、その退職

金額に応じて掛金設定を行うことが大切です。

(2) 退職金額

予定運用利回りを1.0%として設計され納付実績に応じて固定的に定められる「基本退職金」と予定運用利回りを上回った場合の上積分の付加退職金の2本建てとなります。目安として、掛金10,000円で30年(360月)納付したときの基本退職金は4,213,100円となります。

4. 加入の主なメリット・デメリット

(1) メリット

国の制度なので安全、掛金の一部を国が助成
新しく中退共に加入する事業主に掛金月額1/2(上限5,000円)を1年間、国が助成します。

掛金は全額損金

手続きが銀行でも可能、退職金管理も楽

過去勤務期間の通算や転職時の期間通算も可能

(2) デメリット

退職事由により差をつけられない

退職金は全額従業員本人に直接支払われます。中退共の特徴であり、弱点でもあります。無断欠勤をして連絡のないまま辞めたり、引き継ぎもせず辞めたりした従業員に対しても、退職事由にかかわらず原則全額が支払われます(懲戒解雇の際は減額申出が可能です)。

加入期間が短いと掛金のもとがとれない

中退共は長期加入者を優遇します。したがって、従業員が1年未満で辞めると退職金は支給されません。1年以上2年未満の場合は掛金相当額を下回る額になります。2年以上3年6ヶ月まではトントン、3年7ヶ月からやっと掛金相当額を上回る額になります。

長期勤続者への優遇措置、在籍時の貢献度への報償、老後の生活保障・・・退職金制度を作るにあたり支給目的をまず明確にします。その後長期運用可能かどうかじっくり検証しながら支給水準を決め、ファンドの選定を行います。ご不明な点は山口事務所へお問い合わせください。

今月の主な労務・税務関連手続き

・労働保険年度更新(申告期限は6/1～7/10です)

今年5月末頃に申告書類が送付されます。

コラム

5月号に引き続き月刊誌「経理ウーマン7月号」に私の記事が載ります。今回は時間外手当の基礎知識について、Q&A形式で書きました。時間外手当の計算方法、定額残業代、本人が勝手に残業した場合の扱い等わかりやすく書いたつもりです。購読されている方がいらっしゃいましたらぜひご覧ください。余談ですが、5月22日に第2子(男)が生まれました。当分にぎやかな(騒々しい)日々が続くそうです。(山口)